

平成 2 3 年

赤平市議会第4回定例会会議録（第2日）

12月14日（水曜日）午前10時00分 開 議
午後 1時33分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
3. 向井義擴 議員
4. 若山武信 議員
5. 菊島好孝 議員
6. 大道晃利 議員

順序	議席番号	氏名	件名
			5. 市職員削減給与への対応について
5	8	菊島好孝	1. 環境問題について 2. 教育行政について
6	1	大道晃利	1. 老人福祉について 2. 市民が主人公の市政を進める上での課題について 3. 交通安全について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問

順序	議席番号	氏名	件名
3	6	向井義擴	1. TPPについて 2. 体育文化施設の運営について 3. 生活保護世帯の現状と課題について
4	5	若山武信	1. 近年の公共工事落札率の傾向について 2. 病院問題について 3. 市職員登用への考え方について 4. 冬期の雇用対策と生活弱者への支援事業について

○出席議員 10名

- 1番 大道晃利 君
2番 五十嵐美知 君
3番 植村真美 君
4番 竹村恵一 君
5番 若山武信 君
6番 向井義擴 君
7番 太田常美 君
8番 菊島好孝 君
9番 北市 勲 君
10番 獅畑輝明 君

○欠席議員 0名

○説明員

市 長	高 尾 弘 明 君
教育委員会委員長	田 口 敏 弘 君
監 査 委 員	小 椋 克 己 君
選挙管理委員会 委 員 長	壽 崎 光 吉 君
農業委員会会長	野 村 繁 君
副 市 長	浅 水 忠 男 君
総 務 課 長	町 田 秀 一 君
企 画 財 政 課 長	伊 藤 寿 雄 君
税 務 課 長	栗 山 滋 之 君
市民生活課長	片 山 敬 康 君
社会福祉課長	永 川 郁 郎 君
介護健康推進課長	斉 藤 幸 英 君
商工労政観光課長	伊 藤 嘉 悦 君
農 政 課 長	菊 島 美 時 君
建 設 課 長	熊 谷 敦 君
上下水道課長	横 岡 孝 一 君
会 計 管 理 者	保 田 隆 二 君
消 防 長	中 村 高 庸 君
市立赤平総合病院 事 務 長	實 吉 俊 介 君
教 育 委員会 教 育 長	渡 邊 敏 雄 君
” 学 校 教 育 課 長	相 原 弘 幸 君
” 社 会 教 育 課 長	吉 村 春 義 君
監 査 事 務 局 長	下 村 信 磁 君
選挙管理委員会 事 務 局 長	町 田 秀 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 島 美 時 君
○本会議事務従事者	
議 会 事 務 局 長	大 橋 一 君
” 総 務 議 事 担 当 主 幹	野 呂 律 子 君
” 総 務 議 事 係 長	渡 邊 敏 一 君

(午前10時00分 開 議)

○議長(獅畑輝明君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、3番植村議員、5番若山議員を指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序3、1、TPPについて、2、体育文化施設の運営について、3、生活保護世帯の現状と課題について、議席番号6番、向井議員。

○6番(向井義擴君) [登壇] ただいまより通告に基づき一般質問をいたします。

初めに、大綱の1番、TPP、環太平洋経済連携問題についてということで質問したいと思っております。昨年来政府は、TPP参加について検討協議に入ることを表明し、国内に大きな論議を呼んでおります。特に農業が壊滅的な打撃を受けると試算されておりますし、さらに医療などを中心に反対運動が起きております。農業が大きなウエートを占める地域、とりわけ北海道において大変な影響があるということから、道では反対運動をするともに、その対応についても検討されているようであります。

かつて当市は、半世紀以上にわたり国のエネルギーの供給基地として日本の繁栄に貢献し、まちも栄えてきた地域であります。国のエネルギー政策や情勢の変化により現在の状況になっていると思います。当然その中でさまざまな対策だとか手当てがなされてきましたようですが、結果的には対策が十分とは言えず、市の中心をなしていた炭鉱産業がなくなった結果、人口減少により管内のすべての産炭地の自治体が財政破綻的な危機的状況になった今の状況は紛れもない現実であります。今政府が進めようとしているTPPの状況では、管内において1次産業を中心に当市が歩んできたような自治体を拡大するだけではないでしょうか。世論調査では、賛成意見が50%を超えると報道されておりますけれども、一方全国市町村のアンケートでは85%の市町村が反対していますし、地方と大都市の対立する意見の相違があります。また、帝国データバンクの1万社に及ぶ企業アンケートでも、TPPだけよりもFTA、EPAやWTOと多角的な貿易交渉を進めるべきであるという結果が出ております。赤平においても、昨年11月の第3回臨時議会においてTPP交渉の参加を行わないよう求める意見書を採択しておりますが、赤平市は近隣の市町村と比べて農業の生産額の比率が低いまちであります。この近隣の地域を見ますと、周りは農業地帯でありますので、結果的に管内全体の生産額の減少により人口減少、全体のパイが少なくなることによる影響は避けられないことでもあります。

お伺いいたしますけれども、北海道が発表した試算を当てはめると、赤平市における影響はどのようになるのかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(獅畑輝明君) 農政課長。

○農政課長(菊島美時君) TPPについて、①、道の試算による赤平市における影響の予測について答弁させていただきます。

日本政府は、平成23年11月11日にTPPについて交渉参加に向けて関係国と協議に入ると方針を表明

しました。今後は、交渉参加に向けて国民生活への影響を分析するため情報を収集し、把握することが大事であり、また関税撤廃を原則とする包括的な協定であり、我が国農業は崩壊的な打撃を受けるばかりか、食料自給率の向上や食糧の安定供給を上げる政府の方針に逆行し、国家の基盤となる地域経済社会の崩壊をもたらすことが懸念されます。現在当市の農業も、売れる米づくりを目標に安心して安全な減農薬米の米づくりも行っており、低たんぱく、高品質米の向上に取り組んでいる中、TPPへの参加で10年後に関税がゼロになることを考えると、農業者の意欲が損なわれ、担い手不足、耕作放棄地の増加など心配されるところであります。特に北海道の農業生産に影響が大きく、平成20年度農業産出額により試算した結果、北海道の農業産出額は5,563億円も減少し、食料自給率も40%から13%に減少すると公表されました。当市においては、平成22年度JAたきかわの出荷数量をもとに算出、米では2億7,000万で90%の減少、小麦では400万円で99%の減少、酪農では2,100万円で56%の減少となり、影響額合計では2億9,500万もの大きな損害が予測されます。

最後に、当市の基幹産業である農業を守り発展させる立場から引き続き国の動向を注視し、TPP交渉への参加方針の撤回に向けて関係機関に働きかけてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 試算によりますと、当市の農業の90%が壊滅するというような試算が出ておりますけれども、また逆に一方当市はいろんな誘致企業がありまして、輸出されている関連の企業もあるかと思っておりますけれども、この件に関しましてメリットはどういうふうなものがあるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） 当市における輸出関連企業のメリットというご質問でございますので、それについてお答えさせていただきます。

TPPの目的は、多国間の貿易自由化ということであり、一義的には関税の撤廃であります。日本がTPPに参加をすれば、他の加盟国すべてにおいて日本製品に対する関税は撤廃されることになり、日本製品の輸出能力は強化され、日本の製造業は強化されると言われておりますが、一方では日本は既に米国を除くTPP参加国のほとんどとFTA、EPAを締結済みであり、日本は内需88%の内需主要国であり、かつ対外貿易における米国のシェアは14%にすぎないことから、日本経済への波及効果は限定的であるという見方もあります。

当市の市内における企業におけるメリットでございますが、市内の企業の製品の多くは国内向けに出荷されており、大きく輸出に依存した企業はありませんので、関税の撤廃によるメリットはさほど大きくないと思われまます。また、輸出産業につきましては、関税の撤廃よりも為替による影響が大きいものと思われております。しかしながら、製造業を中心に市内企業に確認をいたしました。現在のところ正確な情報が少ないため、TPPに参加した場合の影響についてはわからないというお答えをいただいております。いずれにいたしましても、当議会におきましてTPPへの参加を行わないように求める意見書が採択されていますことから、今後国の動向を注視してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 メリットがないような状況ではないかと思えます。私たちは、やはりこの世論の調査というよりも、今私たちのまちにとってどういうふうなことになるのか、そして自分たちの生活がどうなるのかということがやっぱりTPPの参加に対して拙速にこだわる必要はないというふうに思っております。政府が交渉の経過と内容の開示をするとともに、国民合意としっかりとした対策がないまま私たちの地方が壊滅するような、衰退を招くような参加は絶対しないように強く求めるべきであると思えます。再答弁は省略いたしまして、

TPPに関する質問を終わらせていただきます。

次に、大綱2の体育文化施設の運営について質問させていただきます。初めに、総合体育館の利用状況でありますけれども、市内の体育文化施設が今まで次々閉鎖されてきました。これは、財政の健全化のためと、それから今問題の耐震化のことが大きな理由であったと思いますけれども、屋内体育施設の中で唯一残っている総合体育館の利用につきましてお聞きしたいと思います。イベント、大会などで終日使われている日数と一般市民が利用できる各種スポーツの日などの割合、体育館や新しくできたプールなど市外からの利用もあるとお聞きしましたが、把握されているのかどうか、主に総合体育館について利用状況をお教え願いたいというふうに思います。

○議長（獅畑輝明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） 大綱2、体育文化施設の運営について、①、総合体育館の利用状況についてお答え申し上げます。

総合体育館は、施設が集約された中で市内唯一の屋内体育施設であることから、スポーツはもちろん、各種イベントの開催会場として内外から多くの皆様の来場があります。スポーツセンターの平成20年10月1日からの休止により、総合体育館では利用者の増加に対応するため毎週火曜日の休館日を開館日に変更し、さらに利用者の受け入れ態勢を整えるため利用日程の組みかえ等を行ったところであります。平成22年度のイベントなどで専用に使われている日数は、120日であります。一般市民が利用できる割合については、ケース・バイ・ケースで違いがあるため一概にお示しすることができませんが、一例を挙げますと、クラブやスポーツ団体に所属している方であれば、1週間の中で種目が指定されているので、指定されている日に利用ができますし、クラブやスポーツ団体に所属していない一般市民の方であれば、1週間の中で自由に利用できる日が11月から4月までは4日間、火、水、金曜日の午前と午後、木曜日の午後、5月から10月までは5日間、月、火、水、木、金曜日の午前と午後となっております。な

お、日曜日は基本的に自由に利用できる日になっておりますが、大半はイベントなどで使用されることから、ここでは一般市民の利用日から除いています。市外からの利用については、プールも含めて窓口で確認等を行っていないため把握はしていませんが、それほど多くはないと考えております。今後も関係スポーツ団体などのご協力をいただいて、市民要望に対応できる利用を心がけてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君） [登壇] 120日のイベントがあるということと、それから年間国民の休日の次の日が休館日で15日ぐらい、135日、これ抜かれるということは3分の1以上が自由に利用できない日数ということで、非常に込んでいるのではないかなというふうに思っております。

2番目に、各連盟や協会、同好会などさまざまな情報ネットワークを使って総合体育館が使えないときは他市の施設に行き行って利用していると聞いております。施設を運営する側からすると、多くの方がすき間なく利用されるということは効率的で望ましいのでしょうか、一方利用する市民からすると施設の利用状況がある程度を超えると逆に今度利用しづらいという状況になってくるのだというふうに思います。そうすると、やはり生涯学習事業だとか文化体育活動がしりつぼみになりはしないかと心配いたします。赤平においては、現在の施設の利用状況で120日のイベントがあり、休館日もあることを考えると、やはりあの施設1つでは不十分ではないかというふうに思います。これから検討しなければいけない課題だと思いますけれども、現在使われていない遊休施設の復活はあるのかどうか、また学校開放事業などやめた事業がこれから復活できるのかどうか、市民が気楽に利用できる体制を研究していただきたいと思いますが、今後の考え方についてはどのようにお考えでしょうか、お答え願いたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） ②、学校開放事業の再開についてお答え申し上げます。

市の学校体育施設を住民に開放し、広く住民の健康維持と社会体育の普及、振興を図ることを目的に平成15年度までは小中学校11校で学校開放事業を行っていましたが、平成16年度から小学校のみの6校に、平成17年度から5校となり、行財政改革により平成18年10月末で事業休止となっている状況であります。当時学校開放を利用されていたスポーツ団体につきましては、総合体育館等を利用していただくことで利用日程表の変更を行い、今日に至っているところであります。総合体育館は、市内の各施設が休止または集約される中で、特に冬期間はスポーツ団体等の使用でいっぱいの状況であるため、各連盟、協会、同好会などの皆さんにはご不便をおかけしていることとっております。いずれにしましても、本年12月1日付で行財政改革推進本部の再編があり、4つの専門部会が構成されましたので、今後それぞれの専門部会が動き出していくことから、作業スケジュール等の推移及び結論を見ながら対応方法を検討していきたいと考えているところですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕多くは財政問題でいろいろ閉鎖してきたということはありますが、これからまたさらに検討して市民サービスに努めていただきたいというふうに思っていますけれども、また赤平市は積極的に市民、市外の区別なく料金や何かを統一して開放してきておりますけれども、ほかの市町村の利用もあると聞いております。聞きますと、札幌からの利用までであるというふうなことも聞いております。札幌市だったら、あの総合体育館みたいなところを使うと1時間100円、赤平市へ来ると1日1人100円で使えるということから、そういう申し込みまでであるというふうに聞いております。また、市民もほかの市町村の施設を利用しているという実態もありますし、先般報道されました管内の市町村で取り組みがなされている市民サービスと公

共施設の利用促進のための連携に赤平も参加することについてどうお考えでしょうか、そこら辺をちょっとお聞きしたいなというふうに思っております。

○議長（獅畑輝明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） ③、近隣自治体との連携についてお答え申し上げます。

議員からお話がありましたことにつきましては、私も先日新聞報道で知りましたが、その内容については歌志内市と奈井江町、上砂川町、浦臼町は来年4月から体育館やプール、文化ホールなど計25施設の相互利用を進める方針を固め、12月に各自治体で開かれる議会で関連議案を提出、各議会で可決されれば、来年4月からどの市町の住民も地元住民と同じ料金で対象施設を使用できるもので、地域住民サービスの向上と公共施設の利用促進を目指しているものであります。現在本市としては、近隣自治体との連携は特に行っておりませんが、当市の体育施設については総合体育館を初め野球場、プール等はあきがあれば市外の方でも利用することができますし、市内の方と市外の方で使用料の差などは設けておりません。ただ、スポーツセンターテニスコートについては、コートの使用や近隣市町における料金体系、さらには受益者負担の観点などから平成21年度に有料化を図った際に市外利用者と市内利用者に使用料の差を設けたところでもあります。また、市内小中学生については、教育委員会発行の市民プール利用券を提示することにより無料で使用できるなどの赤平市独自の制度もあります。今後は、近隣市町や中空知広域圏等の動きを見ながら、本市にとってのメリット、デメリットなどの検討を進めてまいりますので、ご理解いただきたくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕赤平市、これからお金をかけて新しい施設をつくるということよりも、やはりこういう今の広域連携の中の大きな枠組みの中で相互に利用できるということがこれからますます重要になってきて市民サービスの向上になるのでないかなというふうに思いますので、研究して

いただきたいなというふうに思っております。きのうもそういう情報ネットワークの話も出ましたけれども、総合体育館に行けば、近隣の市町村のあき状況だとか、申し込みができるなど、そういうような仕組みはとっていけるのではないかと思いますので、これからも研究していただきたいというふうに思っております。これで体育文化施設の運営についてということで質問終わらせていただきたいと思っております。

それから次に、大綱の3番目の生活保護世帯の現状と課題についてということについてお伺いしたいと思います。近年の動向と対応についてであります。何らかの理由で生活が困窮した世帯に憲法25条にある健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度でありまして、支給額の4分の1は自治体の負担となりますし、交付税による財政措置がなされますが、私は本来国が行う事業を地方が代行しているのではないかと思います。その中で厚生労働省のことし8月の生活保護受給者の発表では前月より9,376人多い205万9,871人、7月の受給者数が通年平均でそれまで過去最多だった1951年度の204万7,000人を上回ったが、8月もさらにその最多を更新したと報道されております。その一方でまた、保護申請者の資産調査の強化や求職者支援制度の運用の厳格化などを柱とする見直し案を固め、銀行などの金融機関本店に一括して預貯金残高を照会できるような制度の整備を進め、不正の芽を摘むなど厳格化されようとしておりますし、また一方で日弁連の調査では、自治体窓口で保護の申し出を拒否されたうち66%が自治体の対応に生活保護法違反の可能性があります。保護費を抑えようとして申請を出させない水際作戦が広がっていると見ているというような報告もなされております。赤平市の場合、近年の生活保護扶助費の動向を見ますと、それほど増減していないように見えますけれども、現在の中身と傾向についてはどのようになっているのかお聞きしたいというふうに思っております。

○議長（獅畑輝明君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） 生活保護世帯の近

年の動向と対応についてお答えをさせていただきます。

近年生活保護の受給者数が全国的にも増加をしており、国はことし8月の受給者数が206万人に上ったと公表をしております。背景として、長引く景気の低迷や東日本大震災等の影響があると見られておりますけれども、赤平市における保護の実施状況につきましては平成21年度平均で315世帯455人、平成22年度平均では322世帯462人、平成23年11月末現在では316世帯442人とここ数年はほぼ横ばいの状態で推移をしております。また、世帯類型別に見た場合でも高齢者世帯と傷病、障害者世帯の割合が依然として高いものの、母子世帯やその他の世帯を含めた年度別推移につきましてはほぼ横ばいの状況となっております。このほか、平成22年度の生活保護の開始世帯総数は27件でございましたけれども、主な開始理由としましては世帯主の傷病が13件と一番多く、その次に貯金等の減少、喪失を理由としたものが8件で、失業を直接の要因としたケースは1件となっております。

最後に、生活保護費につきましては、国が4分の3、市が4分の1を負担することとなりますけれども、市の負担分につきましては前年度実績等に基づきまして基準財政需要額に算定されておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 赤平市のいろいろな事情でこういう状況になっているのだというふうに思っております。その中で2番目に、最後のセーフティーネットの役割を果たす一方、いかに今度自立へと支援できるかも課題となっております。働きたくても仕事がない人がふえているのではないかと、また受給者にとって働いても保護費以上の給料が得にくいなど、労働意欲が低下しやすい傾向もあるという話もありますけれども、受給者の伸び率が高かったのは高齢者や障害者ではなく、18歳から64歳までの稼働年齢層の問題であります。さらに、ことし10月からスタートした求職者支援制度では、月10万

円の給付金を受けながらパソコンなどの職業訓練を受講する仕組みで、生活保護との併用も可能という内容がなされております。ケースワーカーであるとか就労指導員を擁し、自立への支援を進めるための自立支援プログラムというのは、赤平市の場合はどういうふうになっているのかお伺いいたしたいというふうに思っております。

○議長（獅畑輝明君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） 稼働年齢層の自立支援についてお答えをいたします。

国は、社会保障改革の方向性の一つとして貧困、格差対策の強化を掲げており、重層的セーフティネットを構築するため社会保険制度における低所得者対策の強化、求職者支援制度の実施や生活保護を受けている方の就労支援等の機能を強化しております。また、生活困窮者と生活保護制度の見直しについて総合的に取り組むため、来年秋ごろを目途に生活支援戦略を策定するとしております。

当市の生活保護世帯の動向等につきましては、先ほどご説明をしたところでございますけれども、18歳から64歳までの稼働年齢層の方は直近で約200人という状況でございます。ただし、多くの方は内科的疾患や精神的疾患を抱えた方で、傷病や障害などの就労阻害要因のない方は約20人程度となっております。当市では、こうした方たちの就労支援を行うため、今年度から滝川公共職業安定所と連携をして「福祉から就労」支援事業を実施しております。具体的に申し上げますと、当市から就労支援候補者についてハローワークに支援要請をし、就職支援ナビゲーターによる支援メニューを実施することにより就職を目指すというものでございます。当市では、平成19年度に就労支援プログラム実施要綱を策定しておりまして、今年度はこれに基づき10名程度の支援対象者の選定を予定しております。議員がおっしゃるとおり、被保護者の就労支援を強化するためには就労支援員の配置が望ましいところではありますけれども、経験年数や専門性を有する業務でもございますので、引き続き検討を進めながら今後も被

保護者の就労や自立支援に努めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 就労支援要員だとか何かというと、専門職だとか、そういう面で大変難しい面もあろうかと思っておりますけれども、当面はハローワークなどとの連携が必要かと思っております。当市のような小さいまちになりますと、騒がれているような不正受給だとか貧困ビジネス等はないと思っております。しかしながら、逆に該当するのに申請しない例があると言われております。赤平市にはこのようなことがないと思っておりますけれども、最後のセーフティネットと言われております生活保護につきましては、厳格化と受給資格があるのに受けていないということが起きております。両方相反することが起きているということで、まことに現場の民生委員だとか福祉関係者は大変なご苦勞があろうかと思っておりますが、市民が安心して暮らせるまちであるためにもこれからも公正公平な運用がなされますようお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

大変稚拙な質問ですけれども、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（獅畑輝明君） 質問順序4、1、近年の公共工事落札率の傾向について、2、病院問題について、3、市職員登用への考え方について、4、冬期の雇用対策と生活弱者への支援事業について、5、市職員削減給与への対応について、議席番号5番、若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 通告に基づき一般質問いたしますので、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

大綱1、近年の公共工事落札率の傾向について、①、予定価格と落札率についてであります。最近3年間の公共工事の予定価格と落札価格を見るときに、わずか数万円しか変わらない落札価格が数点見受けられます。極端な例は、1万円から2万円しか価格差がなく、99.6から99.7%での落札率の受注工事も

数件あります。落札率95%以上という数字は、一般的には談合の疑いが持たれても仕方がないと新聞等の論評でも公に言われております。ちなみに、落札率が95%を超える件数では、平成21年度は65件の公共工事のうち38件、58.5%であります。22年度は68件のうち46件、67.6%であります。また、23年度は8月22日付でありますけれども、36件のうち23件、63.9%となっております。反面、70%台が数件ありますし、80%前半も数件あるわけで、落札率の平均を引き下げております。ちなみに、平均落札率は平成21年度93.0%、22年度94.1%、23年度は8月22日時点で95.06%となっております。当市の入札のあり方に問題がないのでしょうか、この数字を見るときに疑問に思うのは私だけではないと思います。近隣自治体での落札状況と比較して判断したいのですが、いかがなことでしょうか。

また、最低制限価格については、平成23年度より札幌を中心とした都市部において引き上げられる傾向にあるようであります。これは、国や道の指導により行き過ぎた低価格競争を避け、手抜き工事や労働条件悪化を防ぐためとして最低価格の引き上げが図られてきているわけであり、このことは、建設業界の要請を受けた結果であり、業界は当然歓迎しておりますが、逆に公共事業費はふえることになるわけで、専門家からは今後高価格での入札傾向が予測されることから国や道の指導について過度の引き上げはするべきではないとし、もろ刃の剣であることを指摘しております。ちなみに、札幌市では最低価格を85%前後から87%前後に、函館市では83%から84%を85から86%に、旭川市では86から90%前後に引き上げております。この傾向は、小規模自治体にも浸透しているのか、当市でも今年度の落札では70%台が一件もありません。私は、北海道において雇用対策としての公共事業増は賛成です。また、手抜き工事や労働条件悪化を防ぐための一定程度の改善はやむを得ないと思っております。しかし、無駄な税金を使う必要はないわけであり、できれば85から95%までの間での落札が理想かと思われま

すが、数字だけからの判断では当市の入札状況は野放図のような感じもいたします。入札のあり方や指導についての考え方を伺いたいと思います。

1回目終わります。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 予定価格と落札率について申し上げます。

本年度の工事落札率は、ホームページにも公表させていただいており、10月13日現在で46件の入札でございまして、平均落札率は95.74%となっております。その内訳でございまして、公営住宅新築工事の建築主体工事など予定価格が5,000万円以上の工事が4件で、平均落札率90.63%となっているものの、逆に保育所の整備工事など予定価格が200万円までの少額な工事は5件で98.04%と高率になっておりまして、これは受注機会の確保からできるだけ分離分割し、受注しやすくなるよう工夫させていただいていることもあり、少額工事の発注件数がふえている傾向にあることや先ほど議員のお話もありましたけれども、最低制限価格を平成21年度に見直し、引き上げたこと、さらには応札者が結果的に1社しかなかったことなどが要因になっているものと思われま

す。他市の状況でございまして、本年の1月24日に国土交通省により報道発表された資料によりますと、平成21年度の平均落札率は空知管内を見ますと91.3%から96%までの率で、北海道は90.5%と発表されているところでございます。なお、公正な入札の確保のため、建設工事等競争入札心得や関係法令等の遵守につきまして入札の告示の際記載し、入札参加者へ周知しているところでございますが、今後におきましても入札及び契約の適正化に努めてまいりたいと考えているところでございます。ご理解いただきたく存じます。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕今いろいろと落札率についての答弁がございましたけれども、少額工事だけでなく高額工事にも結構95%を超えるもの

がありますし、応札者が結果的に1社というのはいかなるもののでしょうか。入札結果一覧表からは、交代で1社ずつの高落札率というように見受けられますが、一覧表を見て変には思わないのでしょうか。点で見ると気がつきませんが、3年間の一覧表を見るときに見えてくる部分もあるのではないかと思います。私もここに3年分の一覧表ございますけれども、1年ずついただいたときについては気がつきませんでした。3年分を並べて見たときにやっぱりちょっと見えてくるものがあると、こういうふうに考えましたので、どうもこの辺についてはちょっと納得がいけないので、もう一度答弁いただきたいと思いをします。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 先ほども答弁させていただきましたが、入札の心得や関係法令等の遵守につきましては入札参加者へ周知いたしまして、公正な入札の確保に努めておりまして、さらに適正入札を実施しているところでございます。よろしくご理解賜りたいと思いをします。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 今いろいろと先ほどからも答弁いただいておりますけれども、いずれにいたしましても設計、価格の設定、それから入札、落札、施工に至るまで、これは随所での見直し、必要かと私はちょっと思っておりますので、この辺についてのご検討のほどもう一度よろしく願いいたします。

次、②、市内業者の受注の確保についてであります。世界的な不況から国内は中央から地方に至るまで経済は低迷し、労働者にとって大変な就職難となっております。この空知地方も例外ではなく、労働者の雇用確保に各企業も大変な努力を払っているわけですが。特に公共事業においては、競争率も高く、値崩れ覚悟の落札も出ることもあり、労働者の労働条件が守られない状況も見られるほどに各企業は生き残りをかけ必死であります。ある自治体では、工事発注に他の自治体の業者を入札させないところも

あると聞いております。当市においても市内業者の受注確保の努力は必要であります。自由競争の原理もあり、他市業者の排除については難しいことではと考えます。市内中小企業の育成振興を考えると、市内業者の受注確保のあり方について考え方があれば、伺いたいと思いをします。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 市内業者の受注の確保について申し上げたいと思いをします。

当市におきましては、制限つき一般競争入札の実施によりまして、市内業者に限定いたしまして発注いたしますほか、先ほども申し上げましたが、受注機会の確保のため可能な限り分離分割発注するよう努めているところでございまして、今後とも市内事業者の受注機会の確保とともに適正実施に努めてまいります。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 理解いたしました。これからも市内中小企業の育成振興のためにも市内業者の受注確保、これについてよろしくお願いいたします。

続きまして、大綱2、病院問題について、①、入院患者の院外検査への対応について。市立赤平総合病院の経営状態が病院当事者のみならず関係各位のご努力により少しずつ安定に向かっておりますことは、喜ばしい限りであります。市立病院調査特別委員会の9月、10月の資料にてその経営状況を見るときに、入院患者増とともに入院収益は上がってきておりますが、この傾向は11月にも見られることと思われ、市民のつらさとは裏腹に病院にとってはプラス要因ではないでしょうか。

そこで、入院患者に関しての対応について質問いたします。入院している患者に医師の診療行為において必要な検査を受けさせるとき、あいにく市立病院にはない検査機器での検査を必要としたときであります。個人で行って検査を受けてきてくれとい

うやり方はいかがなものでしょうか。MRIの検査が必要、だから平岸病院にての検査をお願いすることはよいと思います。しかし、入院している患者に診療に必要な検査を自前で行って来てくれというのはいかがなものかと思えます。入院中ですので、病院の車にて送り迎えするのが当然のことではないでしょうか。診療科目が違う場合は、自前での検査となってもやむを得ないことかもしれません。数人から問題が提起されておりますが、中には車いすの患者もおります。生活保護の患者もおり、タクシーを利用することで検査のときは何千円も余分な出費となったと嘆いておりましたが、当然のことではないでしょうか。これらへの対応は、市民にも知れるところとなり、患者をないがしろにしているということで病院への不信感にもつながっております。病院としては、医師の指示以外には公用車は使わないとのこととして伺っておりますが、これら入院患者の院外検査への対応についての考え方を伺いたいと思います。

また、他市の自治体病院においても同様であると聞いておりますが、具体的な実態について把握していれば、伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 入院患者さんの院外検査についてお答えいたします。

現在入院患者さんが当院にない検査機器により診断を要する場合、身体不自由などの理由で医師が必要と判断されたときには救急車を含めた病院の公用車にて他病院への搬送を行っております。近隣の自治体病院におきましてもほぼ同様のケースで、すべての入院患者さんに対して他病院への搬送は行っておらず、当院と同様の対応であると確認しております。

次に、具体的な近隣病院の状況についてですが、A市立病院につきましては医師から患者さんの移動において危険であると判断し、病院の救急車での搬送指示があった場合のみ対応しておりますが、

そのほとんどのケースは自己負担により介護タクシーの利用をお願いし、自力で通院が可能な患者さんにつきましては通常の交通機関のご利用をお願いしているということでもあります。また、B市立病院につきましてもA市立病院と同様で、医師から搬送指示があった場合のみ対応しておりますが、その運転につきましては業務委託の形態をとっているということでもあります。次に、C市立病院につきましても、担当者の話によりますと、認知症がひどく家族がいない入院患者さんを救急車ではなく公用車で搬送したケースが過去一、二度あったと聞いておりますが、入院患者さんが他病院へ検査のみ受けに行くケースはほとんどないようではありますが、仮に本件のような事象が発生した場合には通常の交通機関のご利用、もしくはご家族に介護タクシーを配車していただくようになるということでもあります。

以上、近隣の状況をご説明させていただきましたが、当院といたしましては検査を依頼する医療機関が市内だけではなく市外にもわたることから、その患者さんの診断に必要な検査に対しご不便、ご負担をおかけしておりますことは十分理解しておりますが、今後におきましてもすべての入院患者さんを検査目的のために搬送するということは現時点では困難な状況であると考えております。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 入院患者の搬送において、他市においても当市立病院と同じ方法をとっているということでもありますけれども、私も数カ所調べてみました。直接出向いて事務長とお会いして話を聞いたところもございます。そういう中でただいま事務長の答弁にありますように、医師の判断によるということのみのものでございまして、搬送における規則や要綱がないということもございまして、当院と同じようであります。

そこで、当市立病院にはないMRIが幸いにして同じ市内の平岸病院にあり、そこで幾多の患者が世話になっているということもございしますので、要綱

をつくり、限定の搬送としてみたいかがでしょうか。市内の特定病院でありますし、MRIは特殊な検査を必要とする患者にではなく、不特定多数の患者に幅広く利用されております。そして、要綱についてでございますが、現在搬送について医師の判断により事務局もしくは看護師が患者に説明することになるわけですが、規則や要綱がないと個々の指示だけになり、患者に理解不足や誤解が生じ、このたびのような話が出てくることになるのかと思います。説明不足等への対応がこれからも必要ではないのかなと、こう思います。また、搬送する車についてでございますが、ほかのところでは今業務委託という話も出てまいりましたが、院内での状況を判断し、救急車での対応や透析で治療中の間待機している車、今2台あるわけですがけれども、これらを利用することも可能であると思います。職員が削減され、人員が足りない中での運転手のやりくりは大変なこととは思いますが、経営の健全化は人件費の削減だけではなく、経営安定のために病院に利用者を、患者のことでありますけれども、病院に利用者をふやす努力も含まれるのではないのでしょうか。透析患者の送り迎えは、車のない人や治療後にづらい思いをする患者へのサービスでもあり、そして営業利益の向上を見計らったことではなかったのかと、このように認識しております。再度申し上げますが、MRI検査の需要は非常に高いので、市内に限定しての搬送についてだけでも実現できるよう前向きな検討をお願いしたいと思います。する価値はあると思います。患者へのサービスと営業利益についてという観点から、再度担当者の考え方を伺いたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 市内検査につきましてお答えいたします。

経営健全化計画の達成を最大の目標といたしまして、今年度は計画を1年前倒してここまで進めてまいりました。その中で、院内全体がほぼぎりぎりの人員体制で現計画までできております。市内検査の搬

送につきましては、実情をご説明いたしますと、実際に年間40件前後ございます。病院の車いす専用車両というのがないことから、医師の指示のもとでは必ず2名がついて救急車にて搬送しているのが現状であります。また、その付き添いにつきましては前後二、三時間を要しているということでもあります。現在管理課も昨年より職員を3名減らし、通常業務とあわせ救急患者の搬送、各非常勤医師の送迎、透析患者の送迎、廃棄物の回収及び運搬などに当たっておりますが、それにあわせて毎日110件以上の電話が入り、電話番号も複数の職員がいなければ対応し切れない状況であります。しかしながら、議員さんがご提案された本件につきまして、他の市外での検査との不公平感や他市立病院等の実情も参考にさせていただきながら、再度院長以下で協議するとともに、管理課内部でも体制づくりを含め話し合っておりたいと考えております。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいま事務長のほうから、経営健全化のために本当に人員が少なくなつてぎりぎりで行っているということを説明として受けました。私も検討委員会の中で聞いておりますので、理解はしております。そういうことで今前向きな答弁がございましたけれども、ぜひこのことについては実現できるような方向でのご検討をいただきたいと、よろしく願いいたします。

続きまして、大綱3、市職員登用への考え方について、①、職員の継続的登用と社会人枠についてであります。財政健全化計画による市職員の大幅な希望退職は、想定以上の定数減となり、今後へのひずみが予測されております。そして、その定数減をカバーするために人件費削減効果を含めながら臨時、嘱託職員をふやし、対応してきた経緯があります。市民へのサービス向上を目指すのであれば、本来的には臨時、嘱託職員で代用するのではなく、責任のある正規の職員で人数増を図っていくべきと考えております。財政の健全化が進み、正常の財政状態に

回復してきている現在、継続的登用を図っていくべきではと思いますが、いかがでしょうか。平成22年度4人、23年度2人が登用となっております。24年度は、何名程度の登用を考えているのでしょうか。

また、過去十数年登用のなかった段階のひずみを年齢別で修正するためには、当面の間新卒者と社会人枠での並行した登用が必要かと思えます。年齢構成では、登用のとまっていた20代前半から35歳以内までの間に大きく空白が生じております。社会人の登用は、即戦力となるわけで、大いに期待できます。昨年は、社会人が1名登用されているかに聞いておりますが、特殊技能や特別の資格等を有する優秀な社会人であれば、年度途中での登用もあってよいのではないのでしょうか。社会人枠登用についての考え方を伺いたいと思えます。

○議長（獅畑輝明君） 副市長。

○副市長（浅水忠男君） 職員の継続的登用についてであります。早期退職や欠員不補充によりまして職員の年齢構成に偏りが生じておりますことから、当市におきましては昨年と同様に新年度における職員の募集の際には社会人を含み幅広い人材を確保するために、年齢要件につきましては一般事務職は卒業見込み者プラス5歳、技術者につきましては卒業見込み者プラス8歳と幅を広げたとところであります。来年度の採用試験には18名の応募がありまして、そのうち新卒者が13名と社会人枠として5名の応募があったところであります。結果といたしまして、新年度の採用予定者は新卒者が1名、社会人枠として1名の計2名を予定しているところであります。職員構成の年齢の溝を埋めるまでにはまだ至りませんので、少々時間がかかりますけれども、今後におきましても財政状況を照らし合わせ、年齢構成を考慮しながら継続的な採用に心がけてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁で理解いたしました。よろしく願いいたします。

続きまして、②、障害者の職員登用枠についてであります。障害者雇用促進法においては、障害者の職業安定を図ることを目的に1960年に施行され、民間企業に対しては常用労働者に占める障害者の割合である法定雇用率を1.8%以上、国や公共団体には2.1%以上とすることを決めております。対象企業は、301人以上の企業で、雇用率を達成できない企業は1人不足するごとに月額5万円の納付金を支払わなければならないとしており、さらには雇員人数に対する規制は2010年7月から201人以上となっており、15年からは101人以上と、このようになっております。当市の職員にも数年前までは身体障害者の方がおりましたが、退職された後、最近は見えないような感じがいたしますが、実態について伺いたいと思えます。

また、他市においては、足の不自由な職員や車いすの職員が健常者の職員と差別なく職場をともにしている自治体も目にします。当市においては、職員数が200人を超えておりますが、障害者登用に対する法定雇用率に対しての考え方を伺いたいと思えます。

また、今後障害者の職員登用についての考え方があれば、あわせて伺いたいと思えます。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 障害者の職員登用枠について申し上げたいと思えます。

議員のお話にありましたとおり、障害者の雇用につきましては障害者の雇用の促進等に関する法律において定められておりますが、当市は障害者の退職等もあり、法定雇用率2.1%のところ1.89%と現在0.21ポイント下回っている状況でございます。今後、法には雇用に関する国及び地方公共団体の義務につきましても定められておりますことから、障害者の雇用につきましても進めてまいりたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 理解いたしました。身体障害者の雇用枠についてでありますけれど

も、今後前向きな形でのご検討をよろしくお願ひいたします。

次に、③、臨時、嘱託職員採用における公募についてであります。公的職場への採用には市民全体が公募のチャンスをとという観点から、臨時、嘱託職員採用時での基本的な考え方について伺います。現在市の臨時、嘱託職員採用において市職員のOBを中心として公募ではなく個々の紹介のみで採用されている傾向にあるようではありますが、最近市民より不公平であり、公募をするべきであるとの声を耳にします。労働者全体が厳しい雇用状況の中に置かれている現在、失業した労働者は職を探すのに必死であります。飯が食えない、生活ができないわけであり、育ち盛りの子供を抱えている家庭は、より深刻な問題だと思ひます。当市においても、希望退職にて多くの職員がやむなく庁舎を去りました。退職金の割り増しはあっても、年金を支給されるまでの生活は厳しいことと思ひます。市民サービスへの低下にならぬよう、退職された職員数を一定程度補充するためにも臨時、嘱託職員が各所に採用されておりますが、公募のないままでの採用が目立つようであります。職場においての緊急的採用も臨機応変にてあることと思ひますが、市民から見ると不公平感が否めません。臨時嘱託職員採用についての基準なり、考え方を改めて伺いたひと思ひます。退職された職員が長年のなれた職場に勤めることは、仕事を熟知しており、仕事の性格上適任ではあると思ひますが、公募を行った上での採用であれば問題のないことでもあります。このことについては、一般市民からだけではなく、市職員のOBや現職からの声でもあります。いかがでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 臨時、嘱託職員採用における公募について申し上げたいと思ひます。

現在臨時的任用職員につきましては、2月の広報に採用候補者の登録につきまして掲載させていただき、登録をいただいた中から採用させていただいているところでございます。また、嘱託職員につま

しても戸籍事務や税の徴収などを扱う平岸連絡所の業務や看護師など資格者が早急に必要な場合など、経験者ではないと対応が難しい箇所等につきましては早期に退職いたしました市のOBをお願いすることはございますが、例えば最近におきましてはシルバーハウジング住宅管理人につきましては本年の1月広報、これで募集の記事を掲載させていただくなど、ほとんどの場合広報やハローワークなどを活用し、公募させていただいている状況でございます。今後におきましても臨時的任用職員の登録の広報掲載はもちろん、登録者の中に必要な資格がなかった場合や嘱託職員の採用の際には広報やハローワーク、そしてホームページ等も利用し、公募させていただきたいというふうに考えています。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 今の答弁に一定程度の理解はいたしましたけれども、特殊な職務を除いては市民から誤解されないようにできるだけきちとした公募での採用をお願いいたすところでございます。

大綱4、冬期雇用対策と生活弱者への支援事業についてで、前段で、6月議会におきまして住宅家賃にかかわる労働弱者への質問と提案に対し早急なる対応をしていただき、10月1日より実施に移されたことで多くの低所得の労働者が救われました。お礼を申し上げたいと思ひます。

それでは、本題に入りますが、①、高齢者及び身体障害者への除排雪支援についてであります。冬になると、一番つらいのが高齢者世帯と身体障害者の除雪問題であります。当市でも年々高齢者がふえ、高齢化とともに病気などによる障害者もふえております。私も身体障害者として赤平市身体障害者福祉協会に所属しておりますが、協会では独自事業として一定程度の条件を満たしていれば障害者に対して除排雪への助成金を出しており、大変喜ばれております。平成21年、22年は国の緊急雇用対策で高額予

算が配慮され、23年は小規模事業での雇用対策しかされませんでした。そして、冬期間の雇用対策も十分ではありません。中小零細企業については、仕事がなく厳しいかと思われませんが、冬期の除雪作業でもふえることとなると少しは生活が楽になるのではないのでしょうか。今後ますます高齢化に拍車がかかりますので、高齢者、身体障害者への支援策として、また中小零細企業に対しては雇用確保の支援事業として除排雪事業への財政的支援について一考願うところでございます。考え方があれば、伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） 高齢者及び身体障害者への除排雪支援についてということでお答えさせていただきます。

国の緊急雇用対策につきましては、草刈りなどの軽作業が対象となる一般的な事業につきましては平成23年度で終了することとなっておりますことから、本事業を有効に活用するため平成21年度から平成23年度における当市の雇用対策では各種のデータベース化や施設の景観整備等、当市の行政需要における課題解決に対し直接事業、委託事業合わせて47事業で新規雇用113名の雇用創出に努めたところであります。

冬期間についての雇用対策についてですが、先般道より震災以降の離職者を最優先に雇用することを目的とし、かつ対象事業が環境、介護福祉、子育てを初め、国や道の成長分野である委託事業のみを対象とした重点施策について緊急雇用対策として平成24年度に新たに実施することとなりました。ただし、議員からお話がありました除排雪などの事業については、本制度の活用は難しいものと考えております。しかしながら、議員が言われますとおり、雇用を守るということと中小企業対策につきましては当市としても重要な課題であると考えておりますことから、雇用対策事業に資する行政課題を把握するためニーズの把握と財源確保について協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い

いたします。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕平成24年度の新しい緊急雇用対策については、除排雪事業についてはその適用については難しいということでありませけれども、国の方針ということでは制度的に対象から外されると、これは国の方針ですから、その辺はやむを得ないと、このように思います。しかし、それでは今後ますますの長寿社会において除雪もできない70代、80代の高齢者や身体の不自由な身体障害者への対応はどう考えていくのか伺います。一定程度の今説明ありましたので、最後のほうでちょっと理解はしておりますけれども、もう少し聞いてみたいと思います。高齢化が進む日本の社会では、国がやるべき法整備や地方自治体がやらなければならない自前による支援制度など、細やかな対応がこれからは特に要求されます。高齢化率の高い産炭地においては、特段の配慮が必要なわけでございます。弱者対策への財源確保についても厳しいものはあると思いますけれども、当市独自の福祉事業として制度化することはまた中小企業や零細企業も救うことになるわけでございます。雇用の確保がままならず、全国で206万人もの生活保護者を出し、国は今頭を痛めているところでございますけれども、一定程度の答弁はいただきましたので、理解はしておりますが、再度踏み込んだ制度的なという部分も含めて答弁をお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 緊急雇用対策ということですから、商工労政観光課のほうで答えいたしました。福祉制度の考え方ということでございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

生活弱者としての高齢者あるいは障害者というところで、趣旨は十分理解いたします。ただ、単純にそういうことできるのかどうか、これ十分検討を要すると思います。やっぱり高齢化に伴うさまざまな地域課題、私ども住民懇談会で個々に随分聞かせていただいておりますが、議会でもご指摘あるよう

に、この除雪対策は大変大きな課題でございまして、今年度も、かつて地域で地域の方々がその地域コミュニティの中でやった除雪ができなくなってきたということで、敷地が市の敷地であって、かつてみんなでやっていたのにできなくなってきたと、こういう路線については今シーズンから除雪をするということで新たに除雪路線を拡大しております。それでは、どこまで市ができるのかと。例えば玄関から道路までだとか、それを全部市が高齢者だからといってしなければならぬかどうか、どこまでやるべきなのか、単純に高齢者だから、障害者だからということでどうかしろと言われても、これはさまざまな課題がありますので、この辺は十分検討が必要だと思っております。趣旨としては理解をいたしますし、そのとおりだと思いますが、やはりストレートに検討しますと言うにはかなり大きな課題でございまして。公営住宅の前の通路も除雪要望もございまして。臨機応変にやっておりますが、かなりの延長ございまして。本来自分の前を自分でやるというのは、持ち家の方は当然のことではございますが、しかし公的住宅に入っている方も歯抜け状態になっておりまして、自分のところだけやっても出れないということになりますから、これはやはり多少考えなければなりません。これも大きな宿題としてまだ課題として残っております。したがって、需要は物すごくあるわけではございまして、やはり簡単に検討しますと言うには余りにも課題が大きいので、どうするのか、これはやはり全体の中でもうちょっと検討を要する事項ではないかと思っております。実態はわかりますし、そのとおりだと思いますが、少し時間をかしていただきたいと思っております。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕市長答弁にて十分理解いたしました。夏は比較的工作があると、冬場は特定の企業しか仕事がないと、生活弱者への救済と中小零細企業の救済と、こういうことに係るわけでありまして、確かな検討ということでよろしくお願ひしたいと思っております。市長から今答弁ありま

したけれども、難しいというのは本当にそのとおりだと思います。制度的要求となりますと、これまた財源が必要なことでございまして、その辺も含めてご検討いただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、次も除雪に関する問題でございまして。

②、孤独死対策と有償ボランティア事業の一体化についてであります。現在社協にて町内会単位での有償ボランティア事業として、冬期の除排雪などを行っております。町内における65歳以上の高齢者を対象に時給800円で健常者の方々がお世話しているわけではございますが、高齢化が進む中ではお世話される側だけでなく、する側も体力的に徐々に厳しくなっており、ボランティアの人員確保も難しくなっているようであります。お金を払っても、除雪する人がいなくなっているという状況にあります。高齢化率が38.4%、今それ以上になっていると思っておりますが、その現在孤独死が問題となっておりまして、冬には特に出不精となる独居老人にはいろいろな角度からの出会い、触れ合いの機会をつくり、町内全体で安否確認の見守りをしていかなければならないと思っております。ボランティアの人材として失業中の労働者、町内の比較的若くて元気な年金生活者、中学生以上の子供、主婦等で、また昼間働いている人には土、日での協力など、いろいろな形でのアルバイト的な参加が期待できるのではないのでしょうか。時給金額を高くしてボランティア活動にも魅力を持たせ、町内会を主体とした地域活動の一端として組織化したらいかがなことでしょうか。それには、市からのもっと強い支援策が必要であります。時給金額のアップには、場合によっては除雪してもらう当人からの多少の拠出金も必要ではと、このようにも思っております。また、町内会の事業として行うときは、ボランティアの登録、派遣という形をとり、やり方によっては事務手数料の形で若干の収入になることも考えられます。孤独死対策として、独居老人を町内全体での見守りとしても活用できる有償ボランティア事業との一体

化構想について、私は検討の余地はあると思いますが、いかがでしょうか。地域の高齢者対策として、また事業と結びつく考え方がほかにあれば、伺いたいと思います。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 孤独死対策と有償ボランティア事業の一体化についてお答えいたします。

市では、社会福祉協議会を委託事業の窓口としまして、ボランティアセンターのボランティアによる電話サービス事業を行い、独居高齢者を中心に定期的に電話の声がけをし、安否の確認と相談に当たり、約50名が登録し、利用している状況にあります。各町内会でボランティアとして支えてきた方々も年々高齢化し、活動ができなくなっているという話はよく耳にしているところです。有償ボランティアによる見守り活動や除雪につきましても、身近な存在である町内会のあらゆる年代の方々にかかわりを持ち、支援をしていただくのは見守られる側の高齢者にとりましてもより安心感があり、効果があるものと思います。しかし、見守り活動は降雪期以外にも継続して行う必要がありますことから、それらの課題を整理しながら地域の高齢者対策の一つの方法として他の見守り活動とあわせて今後の検討課題とさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ボランティアセンターによる独居老人の電話サービス、今お話ありましたけれども、これについては理解しております。前段での弱者への除排雪支援制度については、中小零細企業等の弱者による生活弱者への支援制度についてでありましたけれども、ここでは見守りを兼ねた町内会単位での身近な隣人としての独居老人への除雪支援についての提案でございます。独居老人の見守りは通年でという、今の説明にありました。この考え方は理解いたしますけれども、冬場のお年寄り対策をどうするかが私が言っている主体でござい

ますので、同じ福祉でも雪はねボランティアが減ってきているという中で身体的弱者をどう救うかを主体としての答弁があれば助かると思いますが、この辺の考え方についてこれからも参考にしていきたいと思っておりますので、この辺について考え方があれば、違う角度の考え方になると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 主に高齢者用の除雪事業としまして、市では社会福祉協議会に事業委託をしております。先ほど議員さんからもありましたが、やはり町内会でもなかなか除雪をする担い手がないというような状況の中では、社協の場合は主にそういった高齢者の安全を確保するための例えば屋根の雪おろしだとか、日常の除雪以外の除排雪等を担っておるのですけれども、その事業として町内会主体にボランティア活動で行っていただいているような事業ではありますけれども、結果としてそれを行える方がいない場合は、現在では高齢者事業団にその事業を一部お願いするような措置もとっています。今後におきましても、より利用のしやすいような形でちょっと社協とも協議をした中で進めてまいりたいと思ひますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ありがとうございます。先ほど市長から答弁もらった部分と今の部分とは、片方は企業として、片方は町内会という部分ですので、今社協の話も出ましたので、その辺もあわせてご検討いただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。冬場の福祉対策についてもよろしくお願ひいたします。

それでは、大綱5、市職員削減給与への対応について、①、財政事情の回復と削減給与の復元についてであります。平成18年、産炭地基金の一括返済に端を発した全国ワーストツリーの当市も、財政健全化計画により行財政改革が進み、現在は健全化復興宣

言を出せるまでになりましたが、これまでの経過の中では市民にいろいろな形で負担やしわ寄せがあったわけでございます。その中でも市職員の早期退職や賃金30%削減は、その最たるものではなかったのではないのでしょうか。行財政改革による市民各層の忍耐や努力に加え、地方交付税の増額等に助けられ、健全化計画は当初予定より大幅に短縮されました。それに伴い、削減された賃金も少しずつ復元してまいりましたが、11%の削減は依然として継続されております。私も労働者でしたから、合理化における賃金削減は一番最後の策として、また企業の業績が回復したときには削減された賃金の復元を一番最初にとということが原則だと認識しております。新聞、テレビ等で当市の健全化計画の達成が大きく取りざたされている中で、職員の方々にとってはこの賃金削減状態がいつまで続くのかと大きないら立ちがあると思います。健全化計画において国からの交付税との絡みもあるとは思いますが、このままの状態では職員の士気にも大きく影響し、ひいては市民サービスの低下にもつながってくるのではないかと心配もなされます。他市の健全化計画の報道もなされておりますが、今やっと数%削減という状況でございまして、11%分を早く復元するべきということでございしますが、復元に当たっては連結実質赤字比率も赤字額を解消しており、問題はないわけであり、病院の資金不足比率改善に向け、賃金復元に法的な拘束があるのかどうかも含め考え方を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 副市長。

○副市長（浅水忠男君） 財政事情の回復と削減給与の復元についてであります。職員の給与につきましては病院経営健全化に向け適正な人員配置や給料の削減につきまして病院経営健全化計画に盛り込みまして進めているところであります。本年度も11%の削減をしているところであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の第5条におきまして計画を変更する場合におきましても策定時と同様に議会の議決を経まして知事に報告をしなければ

ならないとされております。また、計画が達成した場合にも同法の第27条におきまして経営の健全化が完了した年度の翌年度の9月30日までに完了した旨を議会に報告をし、かつ経営健全化計画完了報告書を公表するとともに、知事に完了した旨を報告しなければならないとされておまして、23年度決算で計画が達成できますように努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの説明で理解いたしました。23年度での健全化計画、非常に上向いてきている中で達成できるのかなと、そういうふうにも思っておりますけれども、ちょっと3月までなってみないとわかりませんが、達成できたときはぜひ復元していただきたいと、このように思っております。よろしく願いいたします。

そこで、このことで私は達成できるというふうに思って給与も復元できると思っておりますので、次に時期についてでありますけれども、財政が健全化されたにもかかわらず削減された賃金が3分の1以上も復元されていないということでは職員の方々については大きな不満を恐らく抱いているのではないかと、こんなふうに思います。しかし、病院問題については一定程度の理解はしており、市民の負担軽減を優先することについても理解は示しているわけで、あとは理事者側の判断を待っていることと思っております。復元に関しては、国の意向もあり、政治的判断が加わるとしたら、時期的にいつごろになるのか伺いたいと思います。この時期について、もしあったら、よろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 副市長。

○副市長（浅水忠男君） 給与復元の時期についてであります。平成23年度の決算見込みでは資金不足比率も目標の20%を切り、平成24年9月定例会には先ほど申しあげました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、病院経営健全化計

画の達成の報告ができるのではないかと見込んでおりますが、達成した折には病院の経営の安定や市全体の財政状況を見ながら復元について検討してまいりたいというふうに思いますし、当然これまで職員組合との協議の中で決定させていただきましたので、職員組合とも十分協議をさせていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（獅畑輝明君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 理解いたしました。そういう中で時期については明確な答弁にはなっておりませんが、国への報告が済んだ時点であるということですので、速やかにお願いしたいなと思っております。

もう一つ言えば、市民の負担増になっている都市計画税、それから軽自動車税、これについても職員の皆さんは非常に気にしています。私たちだけが上がればいいのではなくて、やっぱり市民の分も軽減を、早くなくしてほしいと、こういう話も出ておりますので、これについては4月以降の中でも並行してというより、先行してこのことについてはもとに戻す作業、これについてはぜひお願いしたいなと思っております。そうすると、安心して復元できる、復元してもらえると、このようにもなると思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、すべての質問終わります。ご答弁ありがとうございました。

○議長（獅畑輝明君） 質問順序5、1、環境問題について、2、教育行政について、議席番号8番、菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

大綱1、環境問題について、赤平市のごみ処理施設、いわゆる産廃施設でございますけれども、このごみ処理施設の現状と将来についてお伺いしていきたいというふうに思います。赤平市のじん芥処理場におきましては、平成7年に道の許認可をいただきまして発足したというふうに理解をしております。

その後平成15年の11月に入札制度が導入されまして、その維持管理を民間に業務委託をしました。その間4年半を経過いたしまして、再度平成20年の3月に入札が行われ、現在に至っておるといふふうに認識をしております。その間市内の産企協の加入事業者を初め、多くの企業がこのじん芥処理場を利用させていただきながら廃棄物処理費用の軽減等、利用する企業にとりましては多大なる貢献をしてきたということは事実でありますし、赤平市にとって各企業は非常に感謝をしているところでもございます。しかし、平成15年の説明会のときにこの産廃施設は平成22年度いっぱい、あるいは23年度の途中で廃棄物の処理場の容量残がゼロになると、なくなってしまうというお話がございました。現在23年度も終わろうとしているときであります。今回の議会にも産廃場のスケールの交換ということで補正予算が今370万ぐらいで計上されようとしております。当時は、今もう終わろうとしているという説明があったのですけれども、その後何の説明もないまま、今まさにスケールを取りかえて、370万の補正をつけてスケールを取りかえますよということですので、そういうことをするのであれば、処分場の残の容量はどのぐらいあってどのぐらいの期間延命できるのか、使用可能なのかということをごここでひとつお伺いしたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（獅畑輝明君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） 赤平市のごみ処理施設の現状と将来についてご答弁申し上げます。

現在使用しております最終処分場は、平成7年に15年間の概要計画を策定し、北海道から許可を得た施設でありますので、計画上平成21年度までとなりますが、19年度に空知支庁に問い合わせをいたしまして、その結果、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、計画埋め立て期間が延びても計画変更等の必要はない、ただし市として使用年数も考えていかなければならないと思われるので、残容量等の精査などを実施し、計画は立てておくべきとの確認をいた

しております。

そこで、現在の残容量や今後の方針ですが、今のところ5年以上は十分対応できるものと考えております。ただ、あくまで机上の計算によるものでございますので、正確な量を把握するため、新年度において残余容量等調査のための予算要求をいたす考えであります。この調査結果により、残余容量を確定した上で将来の方針などの検討を進めてまいる所存ですので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕今の答弁十分理解はできましたけれども、赤平市民にとっては、あるいは利用者にとりましては非常に大切な産業廃棄物処理施設でございます。できるだけ早いご返答をいただけるように努力をしていただきたいというふうに思います。

次に、維持管理契約、先ほど説明というか、お話しした中で平成15年から業務を民間委託して維持管理契約を、民間に委託しているという状況が続いている中で、平成15年に委託をしてから平成20年、これに至るまでと平成20年度から現在に至るまでは随意契約というのが行われております。一般に全国の、先ほども入札制度の話が出ましたけれども、入札制度のあり方の中で随意契約を長期にするとということは、非常になれ合いになるのではないかとということで全国的にも入札制度に切りかえるという部分が行われております。入札そのものの必要性や効果が失われるというふうに聞いておりますけれども、ただこの処分場におかれましては随意契約の必要性というものが性質上その限りではないというふうに私は理解しております。決して随意契約をやらないほうがいいと、すべてがやらないほうがいいということではなくて、この処理場についてはやっぱり性質上そういうことをしなければ委託業者がやっていけないという、そういうことも事実であります。私は、そういうふうに認識しております。

そこで、維持管理業者と随意契約のそのときから今日までに至る効果、民間委託をしましたよと、随

意契約を長年やっていますよと、ですけれども効果はこれだけあらわれていますよというようなことがございましたら、ご説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（獅畑輝明君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） 維持管理契約について申し上げます。

現在の契約は、平成20年度から5年間、平成24年度までの長期継続契約となっております。ちなみに、平成15年度までさかのぼって契約額を申し上げますと、平成15年は12月からの契約でございまして、翌16年3月までの4カ月間で304万7,000円、端数はちょっと切っておりますけれども、月額に直しますと約76万円、平成16年度から19年度までの4年間は各年778万8,000円、月額で約65万円でございました。平成19年の法改正後の長期継続契約によります平成20年度から5年間の額、こちらは3,255万円、月額に直しますと約54万円となっております。数字的なものは、こういうような効果と考えてございます。

ちなみに、管理の内容も若干申し上げますが、産業廃棄物最終処分場技術管理者、車両系建設機械運転技能者、大型、大型特殊免許、酸素欠乏危険作業主任の資格を持つ者を常駐させまして適正な管理に努めてございます。

あと、処分場の騒音問題等の関係も申し上げますけれども、2年前に低騒音型のブルドーザー購入いたしまして、同車両からの排気ガス等にも配慮してございます。また、中身といたしましては、処分場からの排水につきまして月1回の水質調査を、排ガスにつきましては年1回の調査をそれぞれ規定に基づいて道に報告いたしておりまして、異常値が出たことはございません。今後も環境問題に十分配慮し、適切な維持管理に努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕今の答弁で大分理解はさせていただきました。ちなみに、産業廃棄物の最終処分場の維持管理というのは非常に難しい

ものでして、有資格者がその場にいないでもし事故が起きた場合は直ちに閉鎖というぐらい厳しいものがございまして。ただいま報告にありましたけれども、危険作業主任の資格を持つ者、あるいは一般廃棄物最終処分場の技術管理者資格、産業廃棄物の最終処分場の技術管理者の資格、第1種及び第2種の酸素欠乏危険作業の主任資格、あるいは維持管理の契約の中では大型特殊の免許と車両系の建設機械の運転技能者と、それらの資格を持った人が常にそこに在住をしていないと最終処分場は開場できません。そういう中でそういった方が常にその契約内容の遂行の中できちっとその場に日常ちゃんとした時間の中で業務をやっているかどうかという、そういう確認も怠ることなくきちっとした管理運営をお願いしたいというふうに思います。

それで、次なのですけれども、この処分場の将来の見通しについてでございますけれども、現段階で容量が例えば満杯になったとしましょう。新処分場の建設等を考えているのかどうかと。あるいはまた、近隣市町村との連携等について、そういうことができるのかどうかと。私の調べた限りでは、近隣市町村には公の最終処分場というのはございませぬ。そういうことも含めてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（獅畑輝明君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） 近隣市町村との連携についてですけれども、今後処分場を新設する場合につきましては道の意向として市町村単独での設置が非常に難しい状況となっております。遠い将来になるかと思いますが、しかるべき時期に検討を進めてまいりたいと、そういうふうにしていかなければならないとは考えてございます。ご理解をお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕 単独の市町村で最終処分場を新たに土地を探してやるということは、非常に困難だと思います。ですから、今まで赤平市に受けた恩恵は利用業者は非常に感謝していると思

うし、できるだけ長い間この処理場を使わせていただきたいというふうにも思っているはずで、さらなるごみの分別、いろいろなことを踏まえまして、できるだけ長く使えるようなご配慮をいただければというふうに思います。

そんな中でこの処分場を利用している事業者に対する周知についてでございますけれども、今後どうなるかという、そういう非常に不安に思っている事業所が市内の中に今まで利用した事業所がたくさんあるというふうに思っております。そういう中で、その周知の対応は今後どうしていくのかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（獅畑輝明君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） 処分場を利用している事業所に対する周知の件でございますが、現在もご利用に当たりいつまで可能なかの不安に感じておられると伺い、大変申しわけなく思っております。この件につきましても、先ほど申し上げました調査結果に基づいて、利用可能年数が見えた段階で適切に対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

処分場の管理には専門性が求められますとともに、短期間で取り扱い業者がかわるのもなじまない施設でございますので、今後もこれらを踏まえ、さらに効率的な運営を図るべく努力してまいりたいと考えてございます。

以上、ご答弁申し上げますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕 いずれにしても、市内の利用業者におかれましては、先ほども言いましたように、少しでも長く使用できることを望んでおります。岩見沢市で起きたごみ処理のトラブル等、全国何カ所かで産廃施設やごみ処理のトラブルが報道されております。当市ではそのようなことのないように、委託業務が適正かつ正確に行われているか確認をする必要があります。特にこの処分場につきましては、先ほど答弁の中にもございませ

たけれども、水、空気、それから音、こういったもの等の問題に関しましては万が一のことがありましたら使用中止を宣告されるぐらいのそういう規制が厳しくなっております。ですから、そういうふうにならないように十分管理監督をしていただきたいというふうに思いますし、それらの件を十分に考慮しながら一日でも長くこの施設が利用できるようになることを願っております。

特に1つだけ例を申させてもらいますけれども、この産廃施設におかれましては屋根や何かかかっておりませんから、雨なんか降ると水がどンドン、どンドン下に行ってたまっていったりします。そういう部分で水の管理の部分、溶液を入れたりいろんなことをしているはずですが、一番怖いのは、この雨水が浸透して行って溶解して硫化水素を発生させる場合が多々あるのです。硫化水素を発生させると、例えばその近くにカラスなんかぼつと行ったら、その硫化水素をカラスが吸ったらカラスはその場でもって即死です。ですから、これが例えば人間であったらというふうに私は考えるわけです。この硫化水素というのは、本当に人間のわからないところで発生する場合があります。例えば冬山で子供が何らかの格好で迷い込んでスキーでもって滑っていったと、転んでしまってそこに顔突っ込んだけれども、そこから例えば硫化水素が出ていた、その硫化水素を吸った子供はそこで即死してしまったと、そういうことも絶対ないとは言いきれません。ですから、そういう部分の管理も非常に重大になってきます。長続きさせるためには、あらゆる部分に気を使いながらこの処分場を維持管理していただきたいと思いますということであります。参考の例を1つ挙げさせていただきますながら、いかに大事に、我々ももちろん大事に使っていくか、市のほうにも一日でも長く開場していただいかなければならないかということもあわせてお願いをして、この問題についての質問を終わります。

続きまして、大綱2、教育行政についてであります。1番、学校統合問題の進捗状況についてお伺い

いたします。この問題につきましては、6月の議会やいろんなところでいろんな議員の方々やいろんな方々が討論されておりますけれども、あえて私はこの議会で質問をするということを決断いたしました。それは、これから今お話しするいろんな部分の中でわかっている部分がたくさんあります。あるけれども、あえて言おうとしているのは、最後までってまた私は述べさせてもらいますけれども、統合問題というのは非常に時間もお金もかかるというのが結論でございますけれども、それらについて経過をもう一度理解をしていただきたいということでお話をさせていただきます。

統合問題の進捗状況についてであります。この問題につきましては6月議会においても関連した要望等を述べさせていただきました。あるいは、秋の住民懇談会においても市民の方からも同じような質問が市長に対して出されております。12月の広報紙を見てもそれは明らかであります。それだけ関心の高い問題であるというふうに私は認識をしております。第5次総合計画、生き生きプラン21、その実施計画の中でも基本構想があり、生きる力をはぐくむ生涯学習社会をつくりましょう、そして創造性豊かな学校教育の推進をしましょうということが述べられておりますし、そしてその事業をどうやってやるのだ、小中学校の充実の中に平成23年度は小中学校の再編構想とあります。そのところには24年、25年の記入はされていないものの、再編構想は23でありますよと、確かにやりました。また一方、教育行政の執行方針の中にも教育長は学校の統廃合について記されており、9月に学校教育条件整備審議会を招集して統合のあり方について諮問しましたよと、ことし6月に答申をいただいているところであります。その答申の中には、もう皆さんご存じなのですが、統廃合期間を10年にしますよと、だけれども10年たったらもう遅いのです。この答申は、何も必要なかったというふうに僕は理解します。24年から28年の5年間は前期、29年から33年までは後期ということの10年になっております。小学校において

は、この答申の中身をもう一回よく検討していただきたいのですけれども、前期の早い時期に、前期というのは今申し上げたように24年から28年の5年です。半分は26年です。半分過ぎたら早くはないのです。前期というのは24年か25年なのです。ですから、前回の議会でも早く目標設定してくださいと、月までは難しいかもしれないけれども、何年度にはやるのだという目標を立ててくださいというお話をさせてもらいました。小学校においては、前期の早い時期に茂尻小学校、住友赤平小学校、そして平岸小学校と3校を統合するというふうにあります。それから、中学校においては、前期の早い時期に赤平中学校と赤平中央中学校を統合して新設校を設置するとあります。新設校につきましては、いろんなお金の部分もあるし、これはいろんな部分で協議をしなければいけないでしょう。ただ、この時期も前者と同様であります。本当に今時間が無い、そういう中でこの問題を処理していかなければならない教育委員会は大変だというふうに思いますけれども、答申を出されてから現在までのこの統合問題に対する進捗状況、これらについてどういうことが進んできたのかということをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（獅畑輝明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 統合問題の進捗状況についてでありますけれども、これも今し方菊島議員がおっしゃっていましたように昨年9月に審議会に対して諮問を行ってしまして、その答申が6月末に出されたらと、その答申内容についても市議会、総務文教常任委員会に報告しているところであって、また教育委員会内部で本答申を尊重して具体的な配置計画策定を準備しているということも報告しているところではありますが、現在の進捗状況については計画案を作成している段階でありまして、統合に係って校舎の整備等も必要となりますことから、財政協議や理事者協議を行って内容を詰めているのが現在の段階であります。最終的には、教育委員会での決定ではありますけれども、その計画案、一応案で

ありますけれども、先ごろ開催されました教育委員会でも提示しておりまして、現在は教育委員の皆様の見解を伺っているという段階であります。計画の決定は、年明けになるかと思っておりますけれども、議員ご指摘のように、できるだけ早くということでもありますので、適正規模での教育環境の整備と、これについては速やかに取り組むためにもできるだけ早く策定していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたく思います。よろしく申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 菊島議員。

○8番（菊島好孝君） [登壇] 統合には、先ほども申しましたように、かなりの時間とお金がかかります。例えば答申の中だとかいろんな資料の中にも出ていますけれども、まず統合したら学校の施設の整備、こういった問題があります。あるいは、生徒の通学における安全確保の問題だとか、あるいは通学区域の改正、あるいは規則の問題、そういったものもあるでしょう。それから、教職員の住宅環境、そういったものもきちっと整えてやらなければもちろんいけないというふうに思いますし、大事なのはやっぱり保護者や地域の方々と十分な協議、話し合いが成立するかどうかというものもありましょう。それだけ、どれをとっても非常に時間のかかる問題ばかりなのです。だけれども、もうあと2年ぐらいでもって統合しなさいという答申が来ているのです。ですから、私がいつも言うのは、統合の目標年度だけでもきちっと決めて工程表の作成を急ぐべきだという主張をしています。既に複式学級になっている平岸小学校、23年度は2学級になります。そして、25年度は住友赤平小学校、26年度は茂尻小学校が複式学級になってしまうという、これはもう待ったなしの事実であります。ですから、計画作業と実行がおくれれば、その間にどんどん複式化が進んでいくわけです。複式化が進んでいくということは、学校統合問題を何ぼ唱えても実行していかないとそれは絵にかいたもちみたいなもので、不幸になるのは子供たちなのです。そこのところを十二分にご理解をしていただきたいというふうに思うし、これがおく

れることによって子供たちはまことに悲劇だというふうに私は思います。時間は待ってくれません。仮に3年間経過して統合がなされたということであれば、この答申の意味すらなくなってくるというふうに僕は思います。ですから、学校教育条件整備審議会の方々は1.5カ月に1回の会議を6回開きました。9カ月で6回です。ですから、1.5カ月で1回開催しているのです。ですから、教育委員会はそれ以上のスピードでこの問題に対処していかないと、統合問題はそんな前期の早いうちになんてできっこありません。それを心配しています。ですから、子供たちのためにより結果と成果を出していただきたいし、担当課長さんからはそれなりの答えはいただきました。十分理解はしているつもりですが、教育委員会が決定しないとこれは前に進んでいけません。ですから、最後にですけども、教育長としてのご意見をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（獅畑輝明君） 教育長。

○教育長（渡邊敏雄君） 議員ご指摘のように、昨年の6月に答申をもらって、そしてその後教育委員会内部で検討していると。今検討している段階ですが、今後のスケジュールというか、一定程度、まだこれ正式ではないけれども、私が描いている統合までのスケジュールというふうに考えていきますと、今年の最後の教育委員会が今月末に行われます。ここで赤平市教育委員会としての統合問題にかかわる一定の結論を出そうというふうに思っています。それが決定されれば、その後議会、総務文教委員会等も含めて報告し、来年の年明け、来年の2月ぐらいをめどにして現在教育委員会内部で検討している統合案について各学校の、まず小学校部分、3校のPTA、そして3校の校下にその案を示し、それから具体的な各校下での、あるいはPTA、各単Pでの検討が始まっていくというふうに考えています。そのおおむね結論を得るのが1年程度というふうに考えています。ですから、25年度末に一定の結論をもらって、そしてその後に校舎の大規模改修だとかいようなものが入ってきて大体26年度の初めに3校統

合を実現したいと。小学校部分をちょっと今例として言ったわけですが、まだ議会等の結論、教育委員会等の結論まだもらっていませんけれども、おおむね大体そういったスケジュールで現在私が考えている統合にかかわる一定のスケジュールというふうに押さえていただきたいというふうに思います。

○議長（獅畑輝明君） 菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕 ありがとうございます。ただ、統合に関しましては、小学校も中学校も前期の早い時期にというふうになっております。今教育長のほうからは、小学校の部分だけをお話いただきました。中学校の部分は、全くまだ進んでいないですか。

（教育長「進んでいないというんでなくて、検討はしているんだけど、今の答弁の部分では中学校……」と言う）

○議長（獅畑輝明君） ちょっと一回質問にかえて、座ってください。

○8番（菊島好孝君） 済みません。

○議長（獅畑輝明君） 教育長。

○教育長（渡邊敏雄君） 中学校部分についても一定の考え方は持っています。2校統合についての計画のスケジュール等も含めて持っているのですが、今とりあえず小学校部分についてはそういう考え方でいますということで答弁しました。

○議長（獅畑輝明君） 菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕 済みません。大変失礼しました。

わかりました。とにかく私が言いたいのは、教育委員会としてこの答申に基づいて責任を持ってスピーディーにこの問題に対応していくということが将来の子供たちのためだというふうに僕は認識しています。ぜひそういう形の中で、少ない人数の中で大変だと思いますけれども、スピーディーにアクションを起こしていただきたいというふうに思います。

次に、教育施設の備品の整理についての問題でございます。赤平市内には多くの教育施設があり、そこに備えられている備品について使用可能なもの、

あるいは使用不可能なもの、たくさんございます。これらの備品について、きちっと整理あるいは管理されているのかどうか、その確認や備品台帳のチェック等を行っているのか、これらについてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（獅畑輝明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 教育施設の備品の整理についてであります。まず教育施設のうち閉校後の学校施設なんかでは、そういった備品については閉校後に市内の各学校に呼びかけて、そこでの使用可能なものについて各学校の備品として現在も使用しているというところであります。その他の備品については、その後の各市役所内とかの部署によっても利用可能なものについては使用しているところがありますが、またピアノなどの大型備品については公売などで処分しており、現在残っているのはほぼ使用できないものがほとんどでありますので、廃棄予算を要求するなどして協議しながら処分検討してまいりたいと考えております。

また、その他の稼働中の教育施設での不用備品については、備品の管理台帳を整備しておりますので、不用備品については主にブラウン管テレビなど、地デジ対応なんかでは不用なものについてでございますけれども、施設によってはDVDの接続用として必要な場合もありますので、要不要を検討しながら対応してまいりたいと考えておりますので、議員指摘のように、そういうそごというか、差のないように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（獅畑輝明君） 菊島議員。

○8番（菊島好孝君）〔登壇〕 ただいまご説明いただきました。私なりにちょっと見れたところと見れない施設があるのですけれども、例えばふれあいホールなんかはまだ今課長さんがお話ししたようにDVDで使うテレビなのでしょう、映らないテレビが1台置いてあります。どうしてこういうのを置いているのと言ったら、そのような話もお聞きしました。ですけれども、本当にDVDを使われている

のが一月のうちどのぐらいあるのかということも踏まえて、そういうこともきちっと調査をした上で、どうしても使用期間が年に1回ぐらいしかないよというのであれば、そういうものを早く処分してしまったほうがいいのかなと。テレビをかけても映りません、地デジ対応のテレビでないですから。テレビとして必要だったのであれば、ちゃんと映るべきそのような状態にしておくのが僕は筋だと思ひ、そうでないのであればそういうふうきちっと予算を要求して処分をしていただくというほうがいいのかなというふうに思います。

また、給食センター等につきましては、備品の管理台帳、そういったものについてはきちっと行われているように思ひました。ただ、廃棄処分予定月日を過ぎて置かれたものは確かにありましたけれども、それはまだ処分をしていないので、備品台帳にはきちっと載っております。そういうきちとした管理をやっていただきたいということでございます。

あるいは、赤平幼稚園、旧幌岡小学校、あそのの上に行ったら非常に備品がたくさんございまして、確かに赤平の場合は統廃合が行われた後の備品の管理というか、整理というのが本当にきちっと行われておりません。いろんなものが処分されずに置いてある。利用するものもあるのでしょうかけれども、あれらを備品台帳に載っていないものであれば予算を要求してきちっと整理をするといったほうがいいのかなというふうに思います。

まだまだ茂中、あるいは平中においてもそういった部分があると思ひますけれども、ここで私の提案と言ったらおかしいけれども、備品台帳がきちっとあって、とにかく使われていないところでも物があれば、それは備品台帳に載せなければだめだということです。統合になって向こうの学校に物移動しましたと、ここの学校は廃校だからここの備品は何もないものにした、受けたほうはちゃんと備品台帳に載っているのです。載っているけれども、こっちはないと。

たまたまこういうお話をある警察から聞きました。

泥棒が入って捕まったら、盗んできたもので人をけがさせたのです。これはどこから盗んだのだと聞いたら、たまたま学校から盗んできた。だけれども、それを教育委員会に言ったら、うちの学校はもう廃校になっていますからその備品はありませんと、こういうことになったと。そしたら、その泥棒は傷害を起こしたのですけれども、警察に対して、おまえ本当に学校から盗んだのかと、間違いなく学校から盗んできましたと。教育委員会では、とにかくそんな備品はないと。これは、お互いになのですけれども、そういうぐあいになってしまうのですけれども、例えば泥棒がそこから盗んだと言ったら、それはやっぱりこちらのほうの管理の不行き届きということを一一般の人だったら、泥棒がそう白状したら、考えると思うのです。だから、そういうことのないようにしていかなければいけないというふうに思います。

まだまだそういう備品関係が赤平市内の至るところに点在しております。それらをきちっとチェックしながら、備品台帳に載せるものは載せる、閉校になっても現在あるのだったらそれはちゃんと載せておくと、そして管理をしておくということ、要らないのであれば処分して備品台帳を処分すればいい、ないですよということで。あるいは、どうしても置いておかなければならないのであれば、移動伝票を切る。茂尻小学校から、あるいは幌岡小学校から赤平幼稚園にこのものは移動しましたよと。あるいは、平岸中学校から、あるいは茂尻中学校からこれは中央中学校に移動しましたよと。そこではちゃんと備品台帳があるわけですから、こっちは備品台帳から削除されるわけですから、そういつたきちっとしたデータを今後もしっかりとつくって管理をしていったらいいのかなと。そういうことで、私は不用備品については予算を要求してとにかく処分をするものはしなさいと、それから残っているものはきちっと備品台帳に載せて備品を管理しなさいと、こういうことを申し添えて、何かあったときに赤平市が非常にずさんな管理をしているよということにならないように整理整頓、管理、これらをお願いして、私の質

問にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（獅畑輝明君） 暫時休憩いたします。

（午後 0時10分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（獅畑輝明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序6、1、老人福祉について、2、市民が主人公の市政を進める上での課題について、3、交通安全について、議席番号1番、大道議員。

○1番（大道晃利君）〔登壇〕 通告に基づきまして、一般質問させていただきます。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

大綱1、老人福祉について、①、後期高齢者医療保険における保険料の大幅な引き上げについてお尋ねします。北海道後期高齢者医療広域連合会で来年度保険料が約6.5%の大幅な引き上げを考えているようですが、今後も高齢者人口の増加により医療費も増加し、それに対しての引き上げ、このまま進むと高齢者はもちろんのこと、現代を支える世代にもその負担が課せられると思うのですが、国や道の財政的負担を求めるべきだと思いますし、そもそも民主党政権が公約したこの制度廃止を求めるべきだと考えますが、市として考え方をお聞かせください。

○議長（獅畑輝明君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） 後期高齢者医療保険における保険料の引き上げについてご答弁申し上げます。

後期高齢者医療保険は、平成20年4月からスタートした75歳以上の方の医療保険制度でございまして、複雑だった老人医療を年齢だけで区切ったことで制度自体非常にわかりやすくなりましたが、医療給付の面を見ますと保険料が1割、他保険者からの支援金が4割、残り5割を国や県、市町村からの公費で賄う仕組みとなっておりますので、確実にふえる高齢者とその医療費に対応するためにはこの3つのうちこの負担をふやすかが問題になってまいります。

去る11月2日、後期高齢者医療の保険料が6.49%増との新聞報道がございました。制度加入者の増加と医療費増大のため、均等割額を引き上げるとの内容でございます。しかし、これは算定作業中の数値が伝えられたものでございまして、決定ではございません。引き続き作業を行った上で来年2月に広域連合議会に提案となりますので、ご承知いただきたいと思っております。

なお、この報道とは別に厚生労働省が平成24年度の賦課限度額を現在の50万円から55万円に引き上げる方針を決定いたしております。説明によりますと、国民健康保険税の課税限度額が平成18年度に1万、19年度に3万、20年度3万、21年度1万、22年度4万、23年度に4万と続けて引き上げとなっていることから、その水準に合わせるため後期高齢者医療制度でも引き上げが必要と判断したとのことでございます。この件につきましては、これより先の11月17日に行われた全国後期高齢者医療広域連合協議会の臨時連合長会議において重点要望として限度額の引き上げが求められておりまして、その理由としては保険料率の大幅な上昇の抑制と中間所得層の保険料負担引き上げの緩和が挙げられております。本市といたしましては、この限度額引き上げ方針について広域連合が申します被保険者全体の負担の均衡を図るための一方策と考えております。

高齢者の医療制度につきましては、赤平市としてその抜本的な改革について北海道市長会を通じ国に対して要請をいたしているところでございますが、先ほど申しましたように、他の率の見直しもあると考えられますので、今後の動静を注視してまいりたいと思っております。ご理解お願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 大道議員。

○1番（大道晃利君）〔登壇〕では、引き上げが実施された場合に市として独自の対策をとるべきだと思うのですが、その点何か考えはあるのでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） 引き上げが実施さ

れた場合についてですが、市独自の手だてについては今のところ特に考えてございません。ご理解賜りますようお願いいたします。

医療保険制度は、高齢者にとって大変重要なものであります。国保制度も含め、低所得者の保険料軽減問題、あるいは国による財政基盤強化策などについて、今後の運用や制度自体の見直し等の議論を今後とも注視してまいりたいと考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 大道議員。

○1番（大道晃利君）〔登壇〕わかりました。今後この制度の廃止、そして被保険者の負担軽減を国や道に強く求めていくことを要望いたしまして、質問終わらせていただきます。

続きまして、②、老人福祉施設の拡充についてお尋ねします。この老人福祉施設の拡充は、全国的に高齢化が進む中、最大の課題だと言えますが、本市が老人福祉施設の拡充を進める上で現在各施設の利用者と待機者、そしてその中でも緊急を要する方がどれだけいるのか把握しているのでしょうか。

○議長（獅畑輝明君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 老人福祉施設の拡充についてお答えいたします。

老人福祉施設は、老人福祉法に定められた施設の種類といたしましては老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センターがあります。その中でも特別養護老人ホームの入所を希望する高齢者が多く、厚生労働省が平成22年1月に公表した数値によりますと、特別養護老人ホームの待機者は全国で約42万人、道内でも約2万2,400人、市内施設におきましては愛真ホームは入所者数で50名、待機者数で86名、エルムハイツでは入所者数で50名、70名の待機者がいます。施設の位置づけは違いますが、老人保健施設であります博寿苑におきましても入所者で100名、35名の待機者がいるということを知っております。また、デイサービスの利用者につきましては、10月実

績分で123名の利用実績がございます。このような状況の中で、国は施設入所待機者の解消の方策といたしまして、24時間対応の複合型サービスの創設による在宅介護にシフトしようとしています。24時間対応といえども常時介護が受けられる状況にはないため、家族による介護も必要とされ、家庭内の介護力が低下している中では施設入所を選択せざるを得ないことがありますことから、待機者の解消を図っていくために施設の増設も必要と考えており、平成24年度から始まる第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画期間内に特別養護老人ホームの増床を盛り込む予定をしているところであります。しかし、介護施設の増設になりますと、介護サービスの提供が充実することが利用者にとりましては望ましいことではあります。反面国の新たな負担が見込まれない状況の中では介護保険給付金の増額につながり、個々に負担していただいている介護保険料が上昇する要因にもなりますことから、ニーズに合った施設を整備することの必要性は認識をしながらも、負担していただいている保険料へ大きな影響が出ないようバランスが保たれる範囲内で施設整備を図っていくことも重要と考えております。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 大道議員。

○1番（大道晃利君）〔登壇〕 一日も早い収容施設を実現することを強く求めたいと思います。

さらに、今期中に長期計画を立てることが重要であると考えますが、そうした今後いかに対処するか考えをお聞かせください。

○議長（獅畑輝明君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 施設整備についてであります。先ほども言いましたが、来年から始まります第5期介護保険計画期間内に特別養護老人ホームの30床増床を今やる予定であります。それ以外に赤平というのは結構いろんな施設が整っておりまして、そのほかに軽費老人ホーム、あるいは認知症のグループホームだとか、そういった施設もありますので、確かに100%それで需要を満たして

いるかということではございませんが、施設的にはある程度整っている地域ではないかなと、そのように思っております。

○議長（獅畑輝明君） 大道議員。

○1番（大道晃利君）〔登壇〕 理解しました。ありがとうございます。

続きまして、3番、独居老人対策についてお尋ねします。現在、民間業者で高齢者を見守ることや食事の配食サービスなどを進める上で行政との連携を図り、地方に暮らしている家族が安心できるサービスが行われていますが、当市も今回民間業者との連携で高齢者の見守りがますます充実の方向へ向かっているところではございますが、やはり一番に大切なことは隣近所とのきずなだと思います。例えば夜間に帰宅した際に、いつもは電気ついているのにきょうは大丈夫なのかななど、疑問に思ったときにその方の家に訪問できるぐらいのきずなが大切だと思うのですが、近年の隣近所とのつながりにおいては大変難しい問題だと思います。市として独居老人を対象とした懇談会など考えがあれば、お聞かせください。

○議長（獅畑輝明君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 独居老人対策についてお答えいたします。

高齢化が進みます当市にありましては、65歳以上の独居高齢者世帯は1,638世帯を数えております。高齢者の孤立防止と安心、安全な暮らしを支えていくためには、地区の民生委員や町内会など身近な存在の方々の見守りが効果も大きく、平岸地区におきましては民生委員、町内会、病院、商店などが連携して地域の高齢者への見守りや声かけを行い、成果を上げていただいています。また、赤平市独居高齢者サポート事業としまして、市では、希望者は少ない状況にはございますが、見守りサポーターを募りまして、さりげない見守り活動を続けているような状況にもあります。また、高齢者の見守りを複合的に行う赤平市における高齢者のための見守り活動に関する協定を生活協同組合コープさっぽろとの間で

締結をしましたので、互いに連携を図りながら安否の確認や見守りを行い、高齢者の安心、安全に寄与してまいります。住みなれた地域で暮らしていくためには、介護を必要とする状態にならないようにするための介護予防運動の普及も重要と考えておりますので、今後も引き続きより多くの高齢者に参加をしていただくよう事業を進めてまいります。また、当市には地域包括支援センターという老人の総合相談窓口も設置をしております。そういった窓口の利用者も年々ふえておりますが、まだ高齢者の方にとってその窓口の存在を十分認知されていないような状況もありますので、積極的にその辺を周知しまして、相談業務あるいは見守り活動に関する部分などいろいろと対応していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 大道議員。

○1番（大道晃利君）〔登壇〕 本当にいろいろな事業をされているのですが、やはり一番大切なのは隣近所とのきずなであると考えます。今後も独居老人の方が安心して暮らせるまちづくりを地域ぐるみでつくっていただくことを強く要望いたしまして、質問終わります。

続きまして、④、社会保障と税一体改革についてお尋ねします。今野田内閣が進めようとしている税と社会保障の一体改革とは、社会保障制度の大改悪をやりながら消費税を2倍にするというこれまでのどんな庶民増税、社会保障改悪にもなかった最悪なものです。特に老人に及ぼす影響は大きいと思うのですが、その点市として税と社会保障の一体改革をどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（獅畑輝明君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 税と社会保障の一体改革についてお答えいたします。

国は、少子高齢化の進行を初めとして、社会経済状況が大きく変化する中で国民生活の安心を確保するためには、社会保障制度の根本的な改革をする必要があるとして、社会保障改革の全体像とともに必

要な財源を確保するための消費税を含む税制抜本改革の基本方針を示すべく議論を進めるとし、税と社会保障の一体改革の素案を年内に取りまとめをする予定ではありますが、社会保障改革の具体案づくりや財源とされる消費税増税の前提となる経済状況が好転するかなど多くの課題があり、素案の年内取りまとめは難航しそうな状況にあります。この改革は、社会保障分野におきまして医療、年金、介護や子育てなどの多くの改革が見込まれ、国民生活に直結する分野ではありますが、まだ素案が取りまとめられていない段階でありますので、今後も引き続き国の動向等を注視していきます。また、地方六団体や全国市長会におきましても、住民ニーズにこたえるために実施している予防接種や健診などの予防医療や医療費助成、保育料の軽減などの社会保障サービスを今後も継続的に実施できるよう安定的な財源の確保を国に要望しているところでもあります。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 大道議員。

○1番（大道晃利君）〔登壇〕 この制度、本当にひどいもので、先ほどの話にありましたけれども、医療、年金、厚生労働省が11月に社会保障審議会に示した案は、外来受診のたびに定額負担、これは外来で受診するたびに窓口負担が1回100円ふえます。内科、歯科など違う診療科を受診する人は行く先々で100円がかかります。70歳から74歳の窓口負担は、現在の1割から2割など、病院に通う回数が多いとされる高齢者にとってさまざまな影響を及ぼすと考えられます。これをはね返していく運動を地域ぐるみ、市民ぐるみで進めていかなければならないと考えますが、現にTPP反対運動がこうした方向でやられています。市としてどのような対処をしていくのかお尋ねします。

○議長（獅畑輝明君） 市長。

○市長（高尾弘明君） 再質問、私のほうからちょっと答弁させていただきます。

社会保障と税の一体改革、大変大きな課題でございます。これは、当然全国的な共通課題でございます。

して、今課長申し上げましたように、地方六団体と今、国と地方と協議の場でいろいろ丁丁発止やっているとございます。負担が上がるということは大変なことでありますが、しかし現実を考えてみますと、少子高齢化、極めて深刻でありまして、年齢構成がピラミッドでなく逆になっていると、上が厚くて下が薄いと、若い人が少なくなっている、とてもではないけれども、支え切れないというのが一方では現実であります。社会保障費はどんどん、どんどん膨れ上がっていく、これをどうするかというのは大変な課題でありますので、これはやはり避けて通れない議論だというふうに私は思います。いかにやはりしっかりと将来を見据えて住民の側に立った社会福祉保障制度を推進していく、一方ではこの財源をどうするかというのも大変大きな課題でございます。ご承知のように、多額な国債発行してようやく予算組んでいるという、こういう状況の中で急激に伸びる社会保障費の財源をどうするかと、ただ単にだめだと言うだけでは私は解決しないと思います。まさに少子高齢化が大きな課題でありまして、そういった意味でやはり私も市長会も今回の秋の要望でも重点項目としておりますが、この社会保障と税の一体改革については改革に当たってやはり国と地方との協議の場を通じて地方の意見を的確に反映していただくということ、さらに地方単独事業を含めた、決してこれは国の事業だけではございません、地方もさまざまな社会福祉制度を実施しておりますので、当然地方も財源が伴ってまいります。消費税を仮にふやすとすれば、その国と地方との配分の問題もございまして、そういった意味で交付税も含めた財源確保というのも大きな課題でございますので、やはりしっかりと財源を確保していただきたいというのが地方の考え方でございまして、大変大きな課題でございますが、やはり私どもとしては地方、住民の視点に立った社会保障のあり方、負担のあり方、ここは大いに議論をすべきところではないかと思っております。正直言って、ただだめだと言うだけでは済む問題ではない、将来にわたる大変大きな

課題であるというふうに私は思っております。

○議長（獅畑輝明君） 大道議員。

○1番（大道晃利君）〔登壇〕 今後、市として進めていかなければならない大きな課題でもあります。市民と積極的な意見の交換や情報収集を強く求めまして、質問を終わります。

続きまして、大綱2、市民が主人公の市政を進める上での課題について質問させていただきます。この市民が主人公の市政を進める上で、2つのことが必要だと考えます。1つ目に、①としまして情報公開についてですが、主なものは市の財政状況を市民にいかにかわりやすく説明するか。赤平市の場合は、全国的に見ても予算、決算の内容に立ち入った情報を市民に知らせています。このことは、全道的に見てもまれなことですし、この情報公開については誇りに思う一人でございます。ただ、わかりやすさの面では改善すべき点があると思います。住民が市の財政を考えると、自分の家計と重ねて考えるものです。まず、収入がどうなのか、そして支出がどうなのか、そしてローンなどの借金とその返済がどうなのか、貯金がどれだけあるのか、こうした観点から黒字か赤字かを判断するのです。このようにわかりやすく情報を提起していただきたいのですが、このわかりやすさと充実さを求めるものですが、その点改善策をお聞かせください。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 情報の公開、このあり方ということになりますが、情報共有は協働のまちづくりを進めていくための原点であると認識をさせていただいております。そのため、定期的な住民懇談会の開催を初め、昨年度から議員今おっしゃられました市民向けのことしの予算の使い方を市民に配布をするなど、情報提供といった観点で努力をさせていただいているところであります。

そこで、議員ご指摘の市民にとってわかりやすい表現をというお話でございまして、特に広報あかびらを担当する広報担当職員は近隣市町との情報交換を行っているほか、道内各市町との広報紙をお互い

に毎月送付し合い、その事例を参考とし、また財政担当職員も先進事例を参考としながらできるだけ専門用語を避けるなど努力をさせていただいておりますが、条例上で財政につきましては公表事項が定められているといったこともございまして、住民からは大分わかりやすくなったとは言われておりますけれども、まだまだ市全般にわたって市民目線に立った表現の仕方、こういったものを工夫してまいらなければならないと考えております。また、今後においては、より市民に理解していただきたい重要事項に関してはポイント的にめり張りをつけるようなことも考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 大道議員。

○1番（大道晃利君）〔登壇〕 今後わかりやすさの面で改善を強く要望いたします。

続きまして、②、市政の住民参加についてですが、市民が主人公の市政を進める上で必要な2つ目になります。市政の長期計画を策定するときに、市民の各団体と公募した人たちを含めて策定したものです。そして、春と秋に住民懇談会を開催しています。ことしの場合、予算が決まって6月から7月にかけて7会場に住民懇談会が開催され、秋には14会場で開催されています。そして、市政に対し住民からさまざまな意見が出されています。この意見と要望の中には市政に対して積極的な意見もあり、それを来年度の予算に反映しなければならないものも多数あります。市長報告では、新年度予算に反映していくという報告もあり、こうした懇談会を細分化や市民参加の増加を図るために改善の努力をしていただきたく要望するものですが、考えをお聞かせください。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 市政の住民参加についてでございますけれども、ご承知のとおり国では地域主権型社会を目指しており、地域の役割や責任がますます重くなっていくため、情報共有とともに住民参加型のまちづくりを推進してまいらなければなりません。

そこで、議員が言われる住民懇談会のあり方でございますが、昨年より春と秋の年2回定期的に開催させていただいているところでありますが、近年参加者が激減しているといった状況もありまして、ことしの秋からこれまでの7会場を倍の14会場へふやし、春の76名の参加が秋には183名にまでふえる結果となりました。また、この場で出された市民の意見につきましては、市政報告の中でも申し上げましたが、既に職員のほうへ全員に周知をして今新年度予算等に向けての検討を進めているところであります。

そこで、議員のほうからさらに細分化とのお話もございましたが、市民といたしましてはやはり市長に直接お話をしたいといった思いが非常に強く、秋は市長と副市長の2班に分けて対応させていただいたところでありますが、これ以上会場数をふやすということにつきましては期間をさらに延長しなければならず、現体制の中では非常に厳しいものがございます。また、課長職を中心に対応するにも質問等に対する回答に即答しかねる場合も想定されますので、現状以上に会場数を細分化することは難しいと思いますが、これまで以上に町内会等、あるいは市民団体等を通じて住民懇談会の参加へのご協力をお願いしてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 大道議員。

○1番（大道晃利君）〔登壇〕 今後も職員と市民の距離を縮めていくことと住民の数多い意見を聞くために、この細分化を必要だと考えていますので、今後も検討していただくことを要望しまして、質問を終わります。

続きまして、大綱3、交通安全について。この質問は、前議会でも質問させていただきましたが、その後進捗状況を聞かせていただきたく質問させていただきます。

①、東文京町と北文京町の交差点の改善についてですが、この交差点に隣接している緑橋、前議会では橋梁長寿命化計画の策定を行っているとのことで

すが、今後の計画内容などあれば、お聞かせください。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 東文京町と北文京町の交差点の改善についてお答えをさせていただきます。

市道豊通と文京学園通の交差点につきましては、交差点から北文京町側の道路幅員が狭く、歩道も設置されておらず、通学路の指定を受けていることから拡幅等整備の必要性は認識をしております。交差点に隣接をしております橋梁、緑橋につきましては今年度より橋梁長寿命化計画の策定を進めておりますが、今年度は調査、点検を行い、来年度その結果に基づき計画を策定する予定となっておりますので、現時点においては計画内容がどのようなものになるかは未定の状況でありますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 大道議員。

○1番（大道晃利君）〔登壇〕 確かに橋の安全性は必要なことですし、しかし橋を渡る際に危険があるのではその橋自体の問題を改善する必要があると思うのですが、こうした点から改善策をお聞きます。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 歩行者や通行車両の安全確保は、道路を管理する上で大変重要なことでもあります。この交差点付近の道路、特に緑橋につきましては先ほども申し上げましたとおり幅員も狭く、歩道も未整備であり、橋梁から交差点に向かって急勾配でありますことから、現状について改修の必要性は認識をしております。改修計画に当たっては、現在の橋梁がどういう状態なのかの把握も必要でありますので、現在進めております橋梁長寿命化計画の結果を踏まえて橋梁の拡幅等の可能性について検討してまいりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 大道議員。

○1番（大道晃利君）〔登壇〕 最後になりますが、今後の検討を強く要望いたしまして、質問を終

わります。

以上で一般質問を終わります。

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって一般質問を終了いたします。

○議長（獅畑輝明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、あす15日、1日休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、あす15日、1日休会することに決しました。

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 1時33分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)